

令和3年度第2回南三陸町環境審議会 会議録

1 日 時 令和4年3月22日（火） 午後2時00分から午後2時50分まで

2 場 所 南三陸町役場本庁舎2階会議室

3 出席者

(1) 南三陸町環境審議会委員（10名）

鈴木 卓也委員、阿部 拓三委員、志小田 信乃委員、久保田 正男委員、
阿部 富士夫委員、及川 和人委員、後藤 陸男委員、橋本 富士夫委員、
佐藤 ふく子委員、工藤 真弓委員、

(2) 事務局（4名）

環境対策課：糟谷 克吉、阿部 誠、山内 啓文
農林水産課：佐藤 京介

(3) 傍聴人

なし

4 欠席者（5名）

高橋 正人委員、佐々木 正司委員、畠山 桂委員、齋藤 左恵子委員
西城 正人委員

5 会議の公開

委員の同意により、公開となる。

6 事務局紹介

7 開会

8 会長あいさつ

9 会議成立の確認

南三陸町環境基本条例第28条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから会議が成立することを確認。

10 審議事項 南三陸町の自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図ることについて

- (事務局) 本件については、前回の審議会において一委員より提出された別紙提案書の内容を事務局で朗読し、次の審議会で本人の説明を求めたうえ審議することとしていたものであることから、提出委員に提案書の主旨等の説明をお願いしたいと思います。
- (会長) では、提案委員説明をお願いする。
- (提出委員) 別添提案書及び資料により説明。再生可能エネルギー設備と自然環境の調和を図るための規制としての条例の制定の必要性を訴え、他市町の事例等を紹介した。
- (会長) 提出委員より説明があったが、意見、質問等はあるか。
- (委員) 本提案について賛成である。例として、気仙沼市の小泉地区に大規模な太陽光発電設備が設置されたが、大雨が降ると泥水が小泉川に流入し鮭等の生態系への影響が懸念されている。当町も町境が分水嶺となっており、同様の影響が考えられる。
- (委員) 南三陸町は、将来像として山と里、海を一体として自然と調和した町づくりを目指しており、そのためにも将来にわたり豊かな自然環境を守っていくための条例制定については賛成である。
- (会長) 他にあるか。皆さん賛成の声が多いようだが、なければ事務局よりその他関係資料の説明をお願いする。
- (事務局) 別添資料により、宮城県が令和4年10月1日に施行を予定している「(仮称) 太陽光発電施設の設置等に関する条例」の内容及び県内他市町の同様の条例制定状況について説明。
- (会長) 事務局から説明があったが、資料内容について質問等はないか。
- (委員) 県内の市町の条例制定状況をまとめてもらったが、丸森町の改正内容が反映されていないが。
- (事務局) そこは、資料を作成した時点で条例改正の情報を掴んでいなかったため以前の内容のままとなってしまった。
- (委員) 丸森町では、開発できない「禁止区域」を新設し、さらに1ha以上の開発は認めないという条例改正を予定している。このような内容の条例を制定しないと当町でも自然環境保全と開発抑制を図れないのではないかとも思っている。
- (事務局) 当課としても国の方針としての再生可能エネルギーの普及を進めている立場の部署でもあり、また町の自然環境、貴重な動植物等も守っていかなければならないということもあり難しい立場もある。
- 開発業者は、どうにか事業を進めようと様々な法規制に該当しない場所・開発面積で事業計画を立て相談に来ることが多い。これまでにも大規模な太陽光発電設備や風力発電の計画があり、その都度イヌワシやコクガン等の渡り鳥への影響が考えられるとして町としては開発へ反対の立場で対応してきたが、具体的に対抗措置がなく条例の制定が必要になると考えている。

- (委 員) 町としても難しい案件ともなるだろうが、この審議会も協議の場としてあるし、自分もネイチャーセンター友の会にも入っており、自然保護に関わっている人間や町の担当課でこの件を協議していければいいと思う。
- (事 務 局) それでは、今後のこの案件の進め方としては鈴木委員の意見も踏まえ、町の関係課と鈴木委員で検討をし、条例の原案作成に向け基本的な内容を固めていき、それがまとまった時点で審議会を開催し協議をしてもらう方向としたいと考えるもの。
- (会 長) 事務局より今後の本件に関する取扱いについて提案があり、条例制定に向けて検討を進めていくという方針が示されたが良いか。
- (一 同) 異議なしの声。
- (会 長) 他に質問等はないか。
- (一 同) なし。
- (会 長) では、審議事項は終了でよろしいか。
- (一 同) よい。
- (会 長) では、その他に移る。

1 1 その他

1 1 – 1 志津川湾保全・活用計画について

・事務局より資料説明

資料を参照いただきながら、事務局より説明を行った。

本計画書は、前回の審議会においてパブリックコメントを実施中の案の状態で委員に配布していたものだが、完成版として出来上がったことから配布するもの。

ただし、内容の一部に修正が必要な箇所が何カ所かあるので、次回の審議会までに修正箇所がわかるものか修正版を配布する旨伝えた。

1 1 – 2 野生鳥獣対策について

・担当課（農林水産課）より資料により説明

本件については、前回の審議会において鳥獣被害の防止等に関する町民への周知等が必要ではないかという意見が委員よりあったことから担当課へその内容を伝えたことに対し対応されたもの。

担当課より鳥獣捕獲の状況や被害対策の事業実施状況についての説明を受けるとともに広報5月号への掲載記事の内容についても示された。

1 1 – 3 次回の委員会の予定

・事務局より、条例制定の準備作業の進み具合によるが、早くても6月から7月頃が見込まれる。

1 2 閉会